

平成27年4月17日

各 位



会 社 名 五洋食品産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 舛田圭良
(コード番号 2230 TOKYO PRO Market)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 森 健介
(T E L 0 9 2 - 3 3 2 - 9 6 1 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月28日に開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について上程することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成27年5月1日施行の改正会社法において、定款の定めにより業務執行を行なわない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、業務執行しない取締役や監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条（社外取締役の責任免除）及び第34条（社外監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第28条（条文省略） (社外取締役の責任免除) 第29条 (新設)	第1条～第28条（現行どおり） (取締役の責任免除) 第29条 1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損</u>

<p>当社は<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第30条～第33条（条文省略）</p> <p>（社外監査役の責任免除）</p> <p>第34条 （新設）</p> <p>当社は<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第35条～第41条（条文省略）</p>	<p><u>害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第30条～第33条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第34条</p> <p>1. 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第35条～第41条（現行どおり）</p>
--	---

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成27年5月28日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成27年5月28日

以上